外観目視による 住宅の不良度判定の手引き(案)

平成 23 年 12 月 国土交通省 住宅局 住環境整備室

1. 手引き作成の目的

本手引きは、住宅地区改良事業、小規模住宅地区改良事業及び空き家再生 等推進事業における住宅の不良度判定の際の参考にすることを目的として、 敷地内に立ち入ることなく外観目視により不良度を評定できる項目につい て、これまでの事例等をもとに取りまとめたものである。

※取りまとめにあたり、「住宅地区改良法の解説」(昭和35年11月、 全国加除法令出版株式会社)を参照した。

2. 不良住宅の定義と住宅の不良度の測定基準

(1) 不良住宅の定義

不良住宅とは、住宅地区改良法第2条第4号に「主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分で、その構造又は設備が著しく不良であるため 居住の用に供することが著しく不適当なもの」と定義されている。

(2) 住宅の不良度の測定基準

不良住宅は、住宅地区改良法施行規則第1条(住宅の不良度の測定方法等)の規定により、同規則別表第一「住宅の不良度の測定基準(表1参照)」により不良度を評定し、合算した評点100以上のものが不良住宅と判定される。

(3) 外観目視により判定できる項目

住宅の不良度判定の実務においては、住宅の屋根の崩落や柱等が著しく傾斜しているなど、判定の際に生命等に危険がおよぶ可能性がある場合や、所有者が不明な場合も少なくない。

このため、本手引きでは、外観目視により簡易に判定することができる項目として、「住宅の不良度の測定基準」のうち、4つの判定区分・8 評定項目 (表 2 参照) について、取りまとめた。

表2「住宅の不良度の測定基準(木造住宅等)」(外観目視により判定できる項目)

評定区分		評定項目	評定内容		評点	最高評点
1	構造 一般の 程度	①基礎	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であ るもの	10		50
			ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないも の	20		
		②外壁	外壁の構造が粗悪なもの**			
2	構腐はの程度の又損度	③基礎、 土台、 柱 又 ははり	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、 又は破損しているもの等小修理を要するもの	25		
			ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しい	50	60	100
			もの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土 台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの			
			等大修理を要するもの			
			ハ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形 が著しく崩壊の危険のあるもの	100		
		④外壁 *	イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、 下地の露出しているもの**	15		
			ロ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、 著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通 する穴を生じているもの**	25		
		⑤屋根	イ 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨 もりのあるもの	15		
			ロ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	25		
			ハ 屋根が著しく変形したもの	50		
3	防 又 難 北 造 の の の の の の の の の の の の の	⑥外壁	イ 延焼のおそれのある外壁があるもの	10		50
			ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あ るもの	20		
		⑦屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10		
4	排水設備	8雨水	雨樋がないもの	10		30

備考)一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該 評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も 高い評点とする。

合計	点
----	---

※ 界壁の構造や仕上げ材の状況は、住宅内部に立ち入らないと判定できないため、本手引きでは 対象としない。